

孝
古
圖
集

特279-14

1200501131807

特279

14

第二期

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



考古圖集解說

第二期 第二集

11 腰飾

文化發達の未だ進まざるものにあつても、身體裝飾には大に意を注ぎしが如し。本圖版にのせしものは共に我が石器時代民の腰飾—紐に貫いて之を腰間に垂れし—として用ひられし骨角器なるが如し。圖版中央のものは、陸前宮戸島に於いて、魚骨製管玉の一連と共に巨大なる人骨の腰邊より發見せしものなりといふ。上右端を除いては貝製。東北大學理學部藏、圖版四隅のものを、右上より1・2、左より3・4とす。すべし、2・3の腰飾なりしことは既に學界の承認を得しもの、共に備中津雲發見、2は津雲第八號人骨盤窩内にありしもの、3同じく津雲第十七號人骨盤右側にありしもの、東北大學醫學部解剖學教室藏、2にして腰飾たるべくんば、3も亦これの系統のものなるべく、隨つて更に4も之を腰飾と認へば、3・4共に陸前國氣仙郡小友村門前貝塚發見、同じく東北大學醫學部解剖學教室藏。

12 銅鐸

銅鐸は最近朝鮮慶州發見の事實を知られしも、その他遺物の分布に於いて、金石併用代に於ける中央日本の文化を具象するものとなすに支障を感ぜず。本遺品は、安藝國安佐郡福木村大字福田字木の宗山に於いて、クリス形狹鋒銅劍一口、細形銅劍一口を伴ふて、發見せられしもの、谷井濟二氏の踏査せられしところに據れば山中半ば石にて圍まれたる内より出でしといひ、またそのうちの中山博士の踏査せ

(1) 第二集解說



られしところに據れば、劍と鐸とは山中立石の下にありたる、石工すら天然のまゝと認めたる程の上下二枚の巨石の下より出でたる由にて、二石下の岩面に窓めるところあり、劍と鐸とはその内にありしといふ。中山博士「銅鉢銅劍發見地の遺物追加」(考古學雜誌八ノ一〇)銅鐸は、高さ僅か六寸二分の小形にして、厚手、表裏兩面にある文様は、圖版に示せるが如く、銅鐸に普通見るものと趣を異にせるものあり、而して腹部に切り込みなく及底部の切りかき亦一方を缺くものあり、梅原末治君は、本鐸を以て所謂銅鐸の中には、型式より見て相對的年代の遡るべきものなることを説かれ、漸次學者の承認を得られたり。

13 柄頭及鐸

我が上代の工藝は、その技術を支那より受けて、頗ぶる發達せしものあり、象嵌技術の如きものもその一たり。本圖版に收めしものは、大刀柄頭及び鐸に施せし象嵌を示せるもの、柄頭は鐵製頭椎、鐸は所謂寶珠鐸にして、共に本邦獨自の刀裝具なるを以て、その象嵌の本邦人の手になりしものとするも、殆んど誤なるべきか。圖版上段は、越中國西礪波郡西五位村大字馬場の發掘、特殊なる龜甲繫を設け、その内部を旋毛文を以て填充し、更にその中心に渦文或は目形に類せるなどを表し、玉縁の周圍には菊座形を加へたり。

圖版下部向つて右は、信濃國北佐久郡五郎兵衛新田發掘、表裏及側面にし字形を銀象嵌にせり。圖版向つて左下は、駿河國富士郡大宮町字別所發掘、一種の蕨手文を同じく表裏及び側面に嵌めたり。本邦上代の象嵌については、高橋健白氏「日本上代の象嵌」(工藝第一卷第一號)參照。

14 銅壺

明治十一年十一月廿五日、大和國高市郡飛島村大字豐浦大字和田小字古宮に於いて發見せられしもの、「埋藏物錄」及び黒川眞道氏によるに、田面の傍に小さき墳丘あり、之を掘ること二尺餘にして本金銅壺のみを發見せしものなりといふ。物高さ一尺一寸九分、腹徑一尺四寸、底臺厚二分五厘、口邊に缺失あり、今、口徑六寸六分、口部厚一分五厘、底臺に缺失あり、復原して測るに八寸五分、腹に四鑑をつく、通體飾るに花文龍形を以てす、雕鍛精巧、久しく土中せし爲めに青紫鏽相間はり、隱々塗金の痕あり形の大なると相まつて、銅器としての優品中の尤と嘆賞せらる。

圖版上は「帝室博物館鑑賞錄」によりしもの、以て全形の趣を見るべく、圖版下はその詳しき現状を見るべくして、東京帝室博物館所藏の「大和國豐浦村掘出金銅壺圖」によれり。併出品なきものの如きも、恐らく骨壺の一なるべく、年代、奈良時代にあるべきか。飛鳥豐浦の地、天武持統の御代前後に、有力者の多く居りし地となり、壬申の亂の策源地となりしに見て、本壺の年代の更に局限せらるべきを想ふ。

15 瑞花双鳳八稜鏡

大和國吉野郡天川村大字洞川領大峰山上の遺蹟については、本圖集第一期第三十六集經塚に之を略述せり。本遺品はその發見遺物の一にして、背に瑞花を上下に雙鳳を左右に配せる八稜鏡にして、面に彌陀三尊を毛彫せり。佛像の表現、凡作ならず。本鏡が大峰山上に埋没せられし意義については、之を後述すべし。本鏡は面徑四寸三分。

朝鮮鐘は、本會編纂朝鮮鐘再版出でて、現存する殆んどすべての遺物を蒐集し盡せしに似たりしが、其の後、名古屋曼陀羅寺に、此の種遺品の藏せられ居ることを發見せられたり。文様は全部を示さざるも、大體本圖に現れしものを繰返へせり。

17. 朝鮮鐘

18. 神輿

河内國譽田八幡宮所藏の鳳輿にして、國寶の神輿中最も優秀のものといふべく、年代も亦現存遺品中最古に屬するものならんか。社傳、建久年中、源賴朝の奉獻せしものなりとせり。蓋し事實を傳へしものなるべく、以て藤原時代末期に於ける神輿の一様式を察すべきなり。

方輿にして、方形の雲盤の上、更に圓筒形の鳳座を加へたり、胴部の構造は簡単にして軒桁なく、四隅の柱頭直に蓋の隅木を受け、其の下方を轄の外に出し、金具にて押へたり。柱内に別に高六寸許の腰囲を繞らし、後方は扉とす。腰部の外には、縁を廻らしたれど、高欄を設けず、内は寶子張なり、轄は丸みとし、末に隨ひて稍細く、その端に節あり。又轄の下の胴部に當りて更に格の如きものあるは、後に加へたるものなるべし。全部黒漆にして、柱及長押等の金剛を覆はざる部分は塵地とし、藤原時代より多く行はれたる唐花形の螺鈿を多く嵌装し、螺面には毛彫を施せり。金具は歎手及轄の毛彫なる外は、全部金銅の透鏤^{トロハス}に所謂地影透^{ジヨウトロハス}にして、蓋面には金銅板を張り、其上に各數個の窠及輪寶形のものを附し、陽棟は斷面洲渦形にして、柱長押等の各部と共に、寶相華唐草文の金具を加へ、柄端は花菱なり。

轄なるは窠文にして、各數個あり。

鳳凰は古風を存せり、前左右三面の柱の内側に、襖張の障子を挿み、外の四方に赤地錦の帳を垂れ、各野筋及總角の紐を懸く、其の上に金銅の帽額を懸く、帽額は銀銅の板に金銅の寶相花文を透鏤とし、四花式鏡形を六所嵌装し、其の間の地を唐花伏蝶唐草とせり。此の帽額には寶相華文を周らせる三個の八花式鏡形及び數條の瓔珞を垂れたり、瓔珞は今は多く缺失せり、四隅の廊は、各區を三區とし、各區に四花式の鏡を嵌め、雲形の耳を附し、數條の瓔珞を垂らして、所謂手及び足の飾とせり。轄の縁の下部に當る所は、飛雲形の金具を各數個打てり、これ神輿を雲上に奉する意を表せるといふ。出雲路通次郎氏「神輿の變遷」歴史と地理第十二卷第五號に據れり。

第十八圖版は、前記神輿金具文様の拓本を集めたるもの、圖版向つて左上より二番目のは、金銅の帽額の一部唐花伏蝶文を示せるもの、圖版向つて右最下のものは、寶相華文を周らせる八花鏡形のもの、圖版向つて左の二個の雲形文は、轄の縁の下部に當るもの、他の毛彫文様は龜々子地、他は地を彫り透せり。藤原時代に於ける文様の一端を知るに足るべきか。

19. 水瓶

二點、共に伊豫大山祇神社の寶物たり。圖版向つて右の製作を見るに、水滴蓋にして頸肩及び腹部に竹節形の帶を附する外、拳體素文なり。蓋及び肚口の座には、牡丹の文様を有せり、總高さ一尺一寸五分にして、蓋の上端なる柱狀の部分は、高さ二寸一分、口徑五分五厘。身の口徑は二寸五分にして、腹部の圍は一尺五寸八分、絲底の徑三寸五分あり。底部なる板金の内側には、寶相華の文様を有せるが、恐らく此の種の文様ある鏡を利用して底板に充てしものならんか。社傳、平重盛奉納となす、本遺品の製作年代亦藤原時代にあるべし。

圖版向つて左は、初肩形にして總高き九寸四分あり、蓋は徑三寸一分ありて、獅子鉢を有す。耳の幅六分、其の上部には、牡丹文様を以て飾れる附屬品により蓋と相連り、また其の下部には鑿彫の牡丹文様を有し、注口の座にも牡丹花の裝飾を附せり。腹部は全く素文にして一條の横線を廻らせるのみ。底部の徑は三寸あり、花鳥文ある板金を張れり、恐らくこれ亦鏡を應用せるものか。本遺品については、社傳なきも、其の年代、前者と近きを見る。紫田常惠氏（國幣大社大山祇社大膳）に據る。

20 唐代女子像

大谷光瑞師の新疆省和卓附近を發掘せしめし時發見せしものの一にして、圖版向つて右は、同一女子像を二方より見て寫せるもの、木心なるは他に類稀なるべし。結髪の風、之に花鉢等を施せし様を見るべし。圖版向つて左のもの、二軀共に衣に文様を示せり。三軀共に支那本部より發見する土偶と全く似たるものあり、以て唐代文化の西侵の様を察知し得る一資料たるべきか。



腰飾

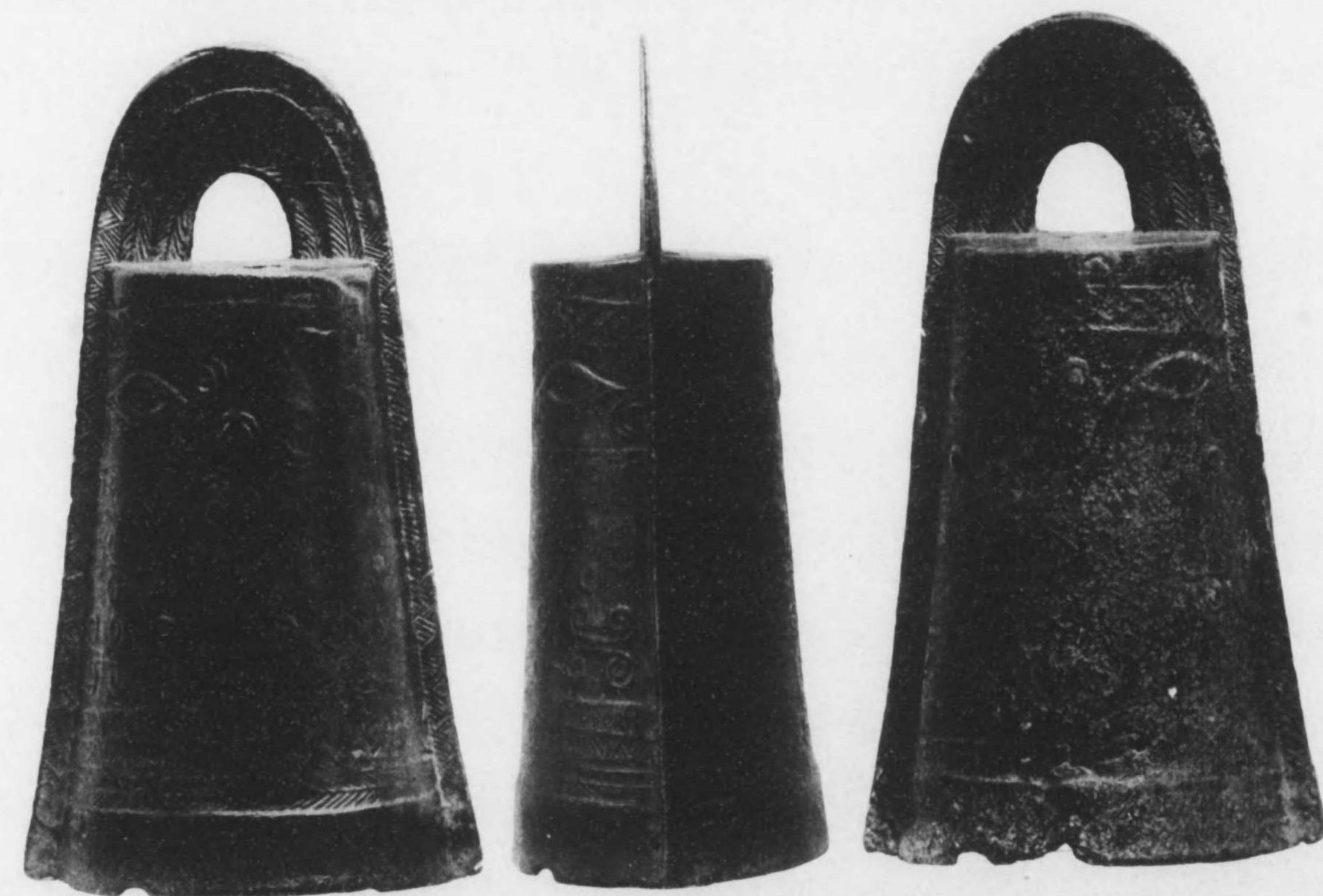
11

14
14279

算 銅

(見發田福字大村木福都佐安國藝安)

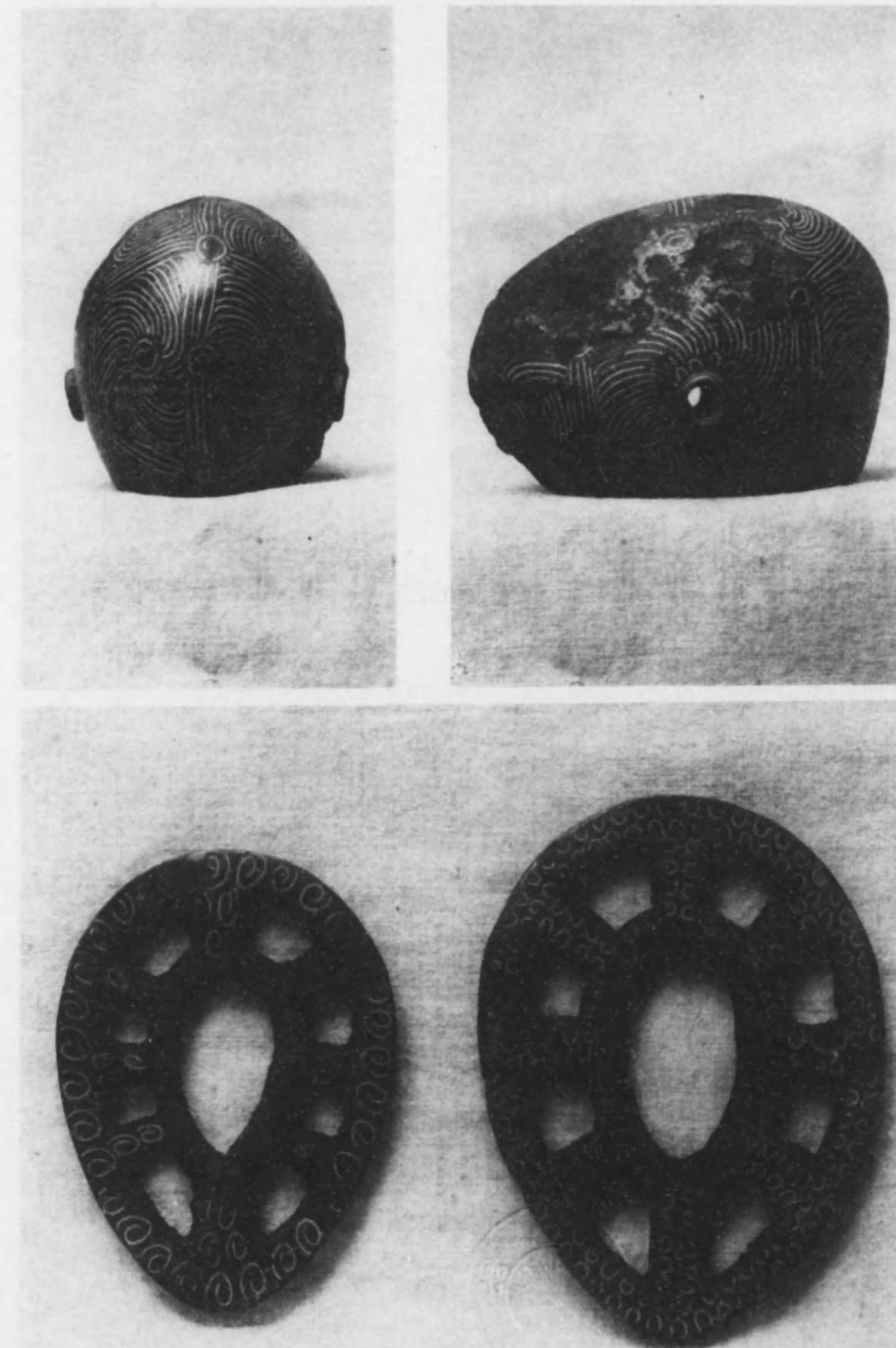
12



(藏氏郎太英司光)

鐸及頭柄
(象)

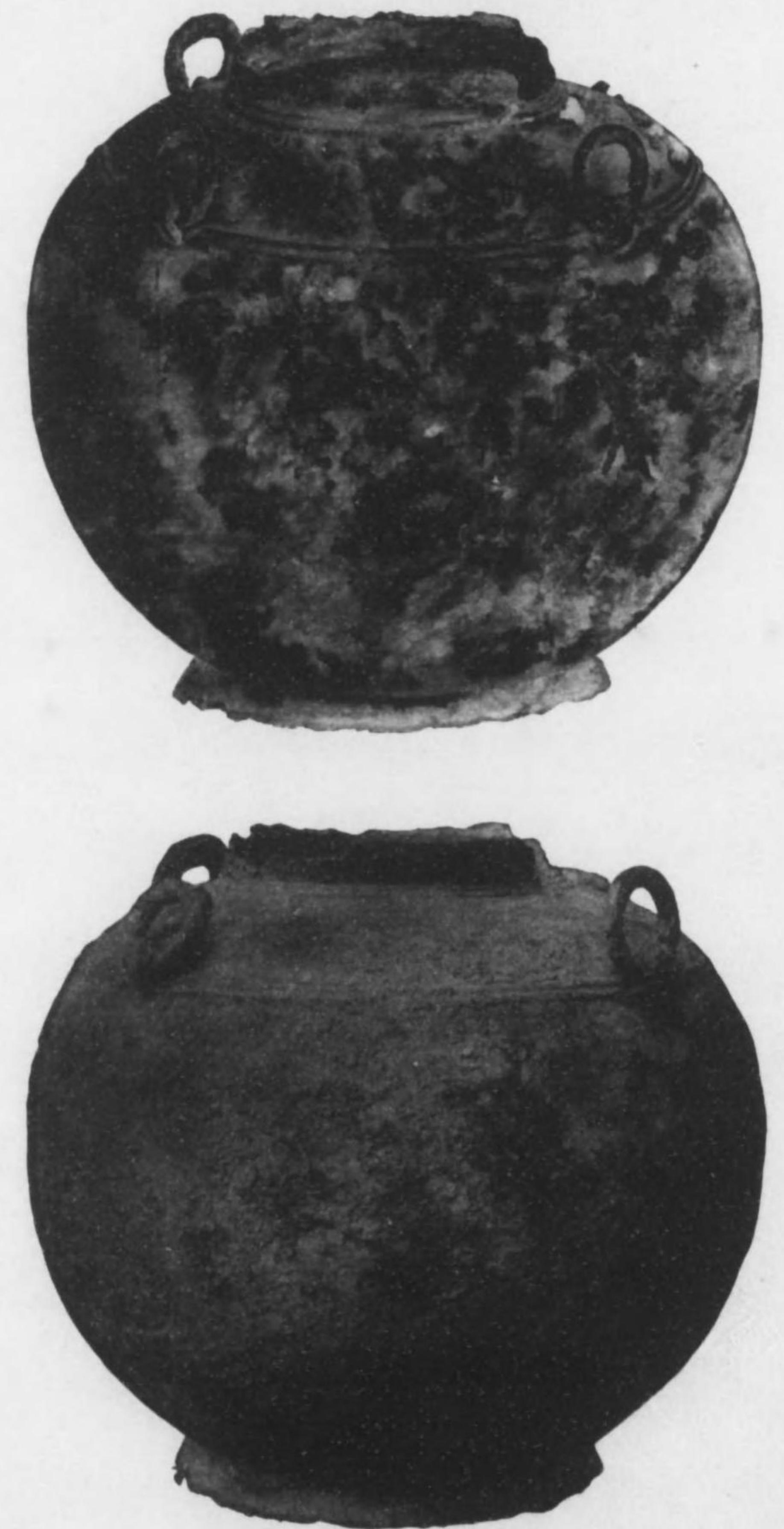
13



(東京帝室博物館藏)

壺 銅 金
(見發田和字浦豐字大村鳥飛都市高國和大)

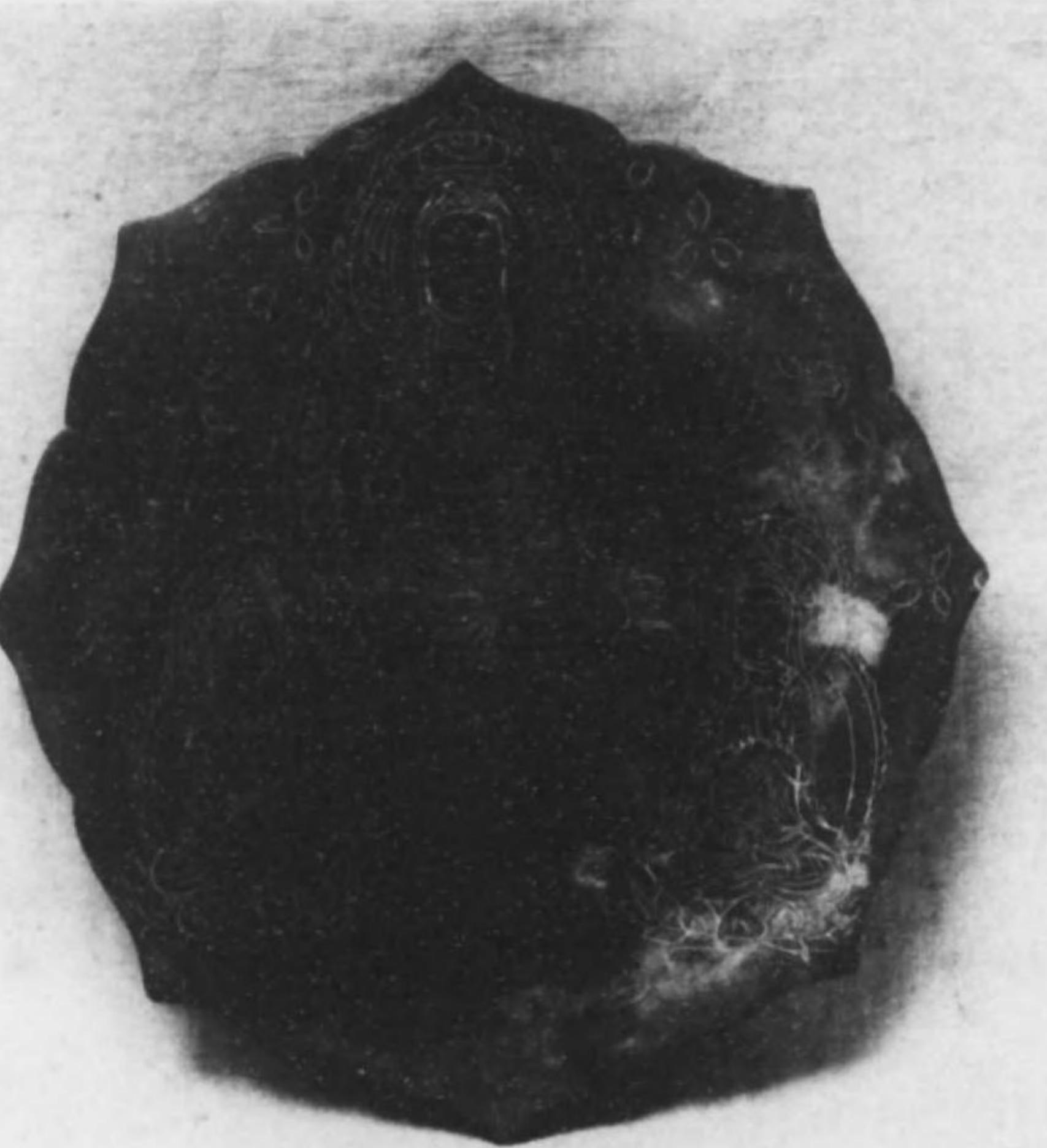
14



(物 御)

鏡 積 八 凤 双 花 瑞
(見發上山峰大領川漏字大村川天郡野吉國和大)

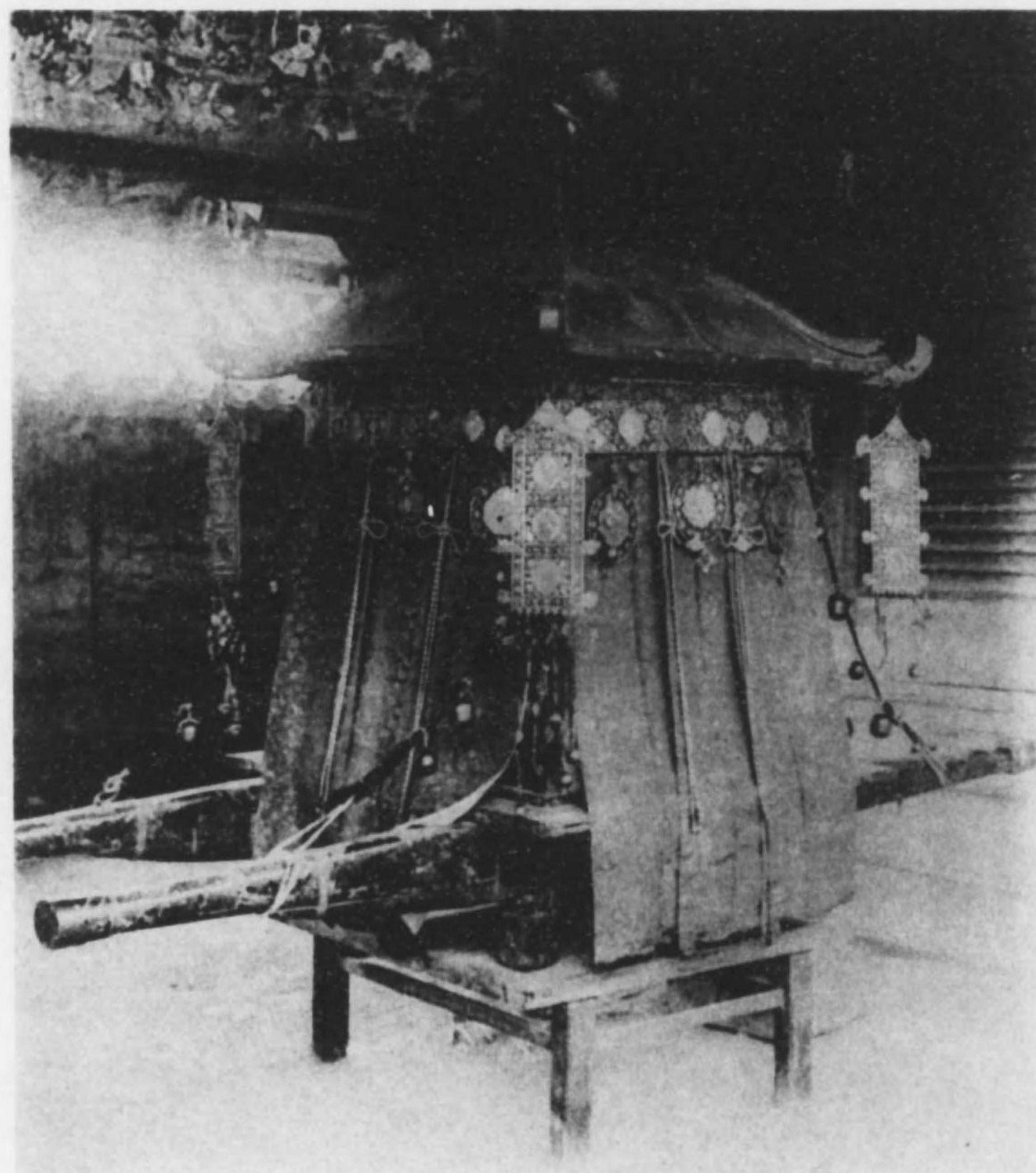
15





(藏所寺羅陀曼屋古名)

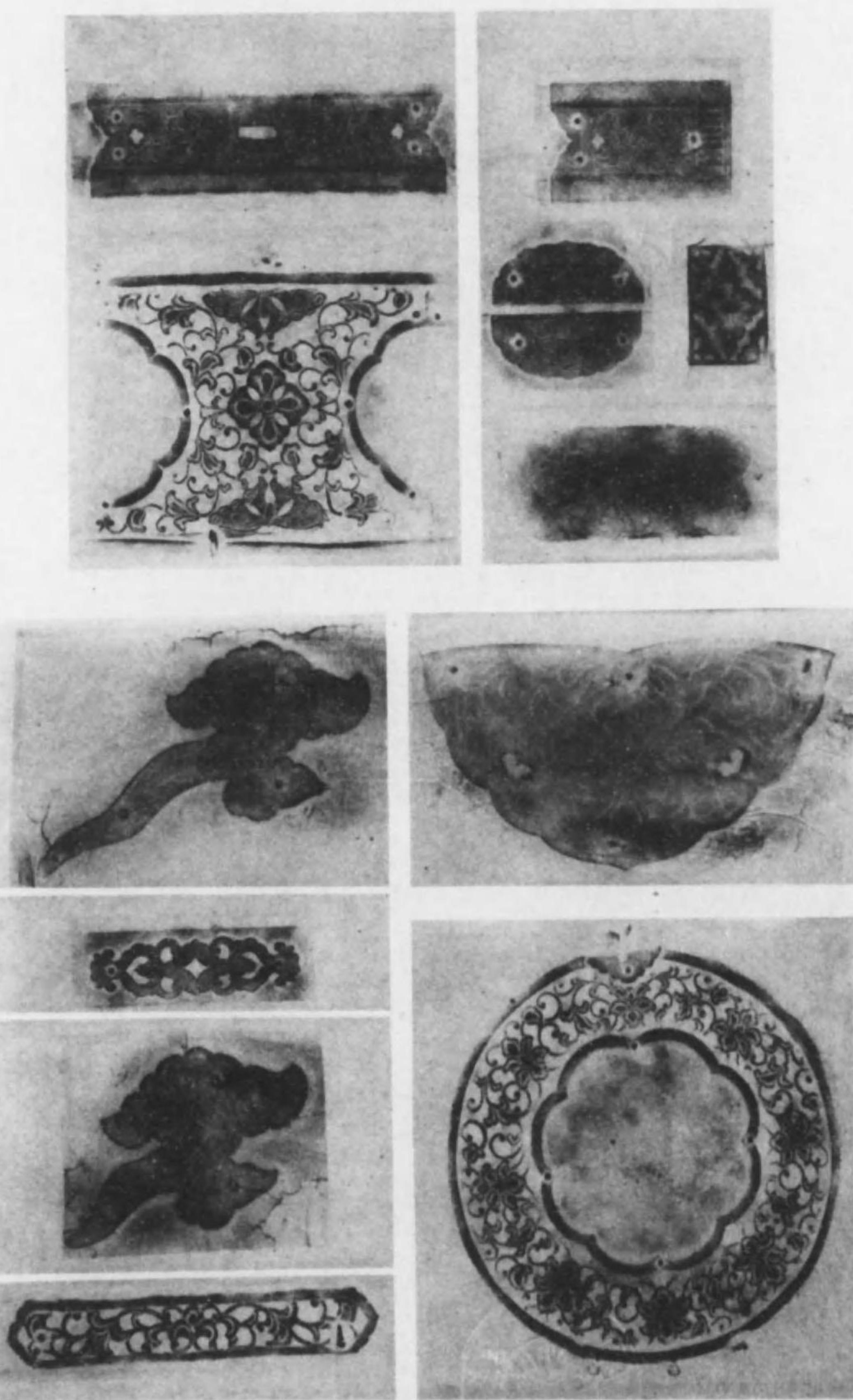
輿 神 寶 國
(貢奉朝頌源傳)



(藏社神田譽内河)

國寶 神輿興金具樣

18



(内河・譽田八日神社所藏)

瓶 水

19



(藏社神祇山大屋伊)

像 子 女 代 唐

(揭發卓和省彌新那支)

20



(藏所博物館府首總辦事)

考古圖集規定

考古圖集規定

奈良時代以降の文化を微すべき遺蹟遺物且つ我が文化の交渉を有する支那及び各地にも互らんことを期す。

ブ圖版拾葉を以て一輯とし毎月壹輯を刊行し毎輯解説書を添附す。

圖版の都合上木版或は三色版を應用す
ることあるべし。

正十三年六月より大正十四年五月迄を
第二期刊行期間とす。

壹時納入 金十六圓五十錢
十二回分納 金一圓五十錢

の申込書に會費全期分又は第一回分を添へ其旨本會へ申込まるべし。

但し諸官署及公立學校圖書館等は會費後拂特別扱の請求に應す。

考古圖集規定

一、本圖集は一定の風土に基き上代より
近世時代以降の文化と歴史べき遺跡遺
物の我が文化の変遷を有する支那及
び各地にも存るることを期す。
二、本圖集は每種四六幅判大のコロダイ
ア開版を以て一枚とし每行者数枚を
同行し毎折紙版を接附す。
三、本圖集は各色上木版或は三色版と並用す
開版の都合上木版と三色版と並用す
ることあるべし。

正十三年六月より大正十四年五月迄

第二期刊行期約とす。

四、本圖集は販賣左の如し。

五、本圖集は販賣左の如し。

七、本圖集は販賣左の如し。

九、本圖集は販賣左の如し。

十一、本圖集は販賣左の如し。

十三、本圖集は販賣左の如し。

十五、本圖集は販賣左の如し。

大正十三年七月廿日印 制 第二期第二輯
八月十四日發行 東京市下谷區上根岸町八十八番地
編輯者 考古學會
右代表者 田村壯次
複製 印刷者 大塚巧藝社
發行所 東京市牛込區矢來町三番地
發賣所 聚精堂
振替東京三〇五八番地

終